

2006年10月31日

意匠法によるタイプフェイス保護の要望書

特定非営利活動法人日本タイポグラフィ協会

理事長 中川 憲造

知的財産権委員長 葛本 京子

当協会では1971年に書体著作権委員会を設置して以来、30余年にわたりタイプフェイスの法的保護活動を行っております。1973年のウィーン協定国内委員会への参加をはじめ、公益団体の保護制度研究委員会に参加するなど積極的に活動をしてきましたが、現著作権法下での保護は厳しい現実です。

この現実を踏まえて、本年1月に、特許庁制度改正審議室の「意匠制度の在り方」の意見募集に際して、タイプフェイスの意匠法による保護要望を提出致しました。また、6月の「知的財産権推進計画2006」の中に「タイプフェイスの保護を強化する(経済産業省)」と記載されていることに活力を得て、業界団体ほか関係者に「タイプフェイスの意匠法による保護活動のご協力をお願い」を致しました。

ここに改めて、意匠法を改正してのタイプフェイス保護を切に要望致します。

以下に、本要望の論拠とする各国のタイプフェイスの保護状況、並びに現状認識を記しました。

1. タイプフェイスは、米国・独国・EU・韓国では意匠法で保護されております。タイプフェイスやフォントは情報通信機器ほか各種機器やインターネットまで急速に拡大した巨大な市場で多用されており、現状のままだと、日本が「タイプフェイス保護の回避地」になり、タイプフェイス・フォントを含む情報産業の貿易摩擦の拡大に繋がり兼ねません。
○米国では100年も前からデザインパテント(意匠法)で「Font of Type」としてタイプフェイスを保護しており、欧州の主な国では著作権法による保護に加え、1981年にドイツが意匠法の特別法として、2001年にはEUが保護対象を「物品」から「製品」に広げたEU意匠制度でタイプフェイスを保護しております。
○漢字圏の韓国では2005年に意匠法をデザイン保護法と改め、保護対象にタイプフェイスを含めました。登録字数も漢字900字・ハングル500字、英字52字等と定め、タイプフェイスの定義と権利制限を定めております。
2. 独国・EUでは、登録公報の名称欄にタイプフェイス名称の記載を認め、形態が異なるフォント商品でも大衆消費者の誤認が起きないように配慮がされております。当協会でも2000年に、「DB・日本のタイプフェイス」の発刊事業を行って名称登録を試みており、タイプフェイスの保護には不可欠な事項です。併せてご検討をお願い致します。
3. タイプフェイスに関する2000年の最高裁判決は、著作権で保護されるタイプフェイスの条件を極めて厳しく判示しました。このため、2000年以降はタイプフェイス関連の訴訟が減少し、侵害行為は大幅に増加しております。フォントが著作権で保護されていてもタイプフェイスの保護にはならず、タイプフェイス制作者の創作意欲の減退を招き、日本の文字情報産業の国際的競争力の低下に繋がります。

以上